

# 一般社団法人千葉県計量協会定款

一般社団法人千葉県計量協会

# 一般社団法人千葉県計量協会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人千葉県計量協会と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉市稲毛区作草部1丁目18番3号に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、県民の計量思想の普及啓発及び県内企業の振興と正確計量のための計量管理の普及及び計量に関する知識、技術の向上並びに計量関係者の資質の向上を図り、併せて計量業界の情報交換と交流を促進し、もって広く適正な計量を実現し、千葉県の産業経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 計量思想の普及啓発及び計量管理の指導促進
- (2) 計量及び計量器に関する調査、研究並びに助成
- (3) 計量に関する情報の収集及び提供
- (4) 計量に関する講演会、講習会、研修会及び見学会の開催
- (5) 計量記念日に関する事業の実施及び計量関係功労者等の表彰
- (6) 関係行政機関及び関係団体等との協調及び連携
- (7) 計量士による代検査及び計量管理業務並びに公的機関等からの検査等の受託業務の実施
- (8) 会員及び県民の利便に資するため、千葉県収入証紙の売りさばき事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的達成のために必要な事業

### (公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを

得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会 員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の各号の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員

当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 特別会員

当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において承認された者

(入会)

第8条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

この場合、その承認があった時に正会員又は賛助会員となるものとし、その結果については、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費等)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費並びに特別経費等を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事会に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上の社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日々の1週間前までにその旨を通知し、かつ、議決する前に社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 第10条及び第11条の場合のほか、会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上納入しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (3) 当該会員を除く総正会員が同意したとき

(抛出金品の不返還)

第13条 前条の規定により資格を喪失した会員が納入した既納の入会金及び会費並びに特別経費、その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員である社員をもって構成する。

- 2 社員は、各1個の議決権を有する。

(権能)

第16条 社員総会は、法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年6月に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 社員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、その招集通知を総社員に対し、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日の7日前までに通知を発しなければならない。

4 定時社員総会の招集に際して、社員に対し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた計算書類、事業報告書、監査報告書を提出しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、その社員総会において出席した社員の中から選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理・書面による行使)

第21条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第22条 社員総会の議事録については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- (1) 開催日時及び場所並びに終結時刻
  - (2) 社員の現在員数
  - (3) 出席した社員の数及び氏名（議決権代理行使者及び委任者の場合にあつては、その旨を付記すること）
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果（発言者の発言要旨を含む）
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印をしなければならない。

#### 第4章 理事及び監事

（種類及び定数）

第23条 当法人に次の理事及び監事を置く。

- (1) 理事 15名以上 27名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長、8名以内を副会長とする。また、専務理事をおくことができる。

（選任等）

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、正会員の中から選任する。

- 2 代表理事（会長）、副会長、専務理事は、理事の中から理事会でこれを定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えることができない。監事についても同様とする。
- 5 監事は、相互にその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者であつてはならない。
- 6 理事に異動があつたときは、2週間以内に登記の変更をしなければならない。

(職務及び権限)

第25条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより当法人を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 専務理事は、常勤とし、当法人の業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。

5 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会、理事会に報告すること

6 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 監事は、第5項の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求し若しくは招集する。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とし、また、増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の残存期間と同一とする。

なお、補欠の理事又は監事を選任する場合には、法施行規則第12条第2項に定める事項を併せて決定するものとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上の社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、解任することができる。この場合、当該理事又は監事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれにたえないと認められるとき
- (2) 職務上の義務に違反し、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付議すべき事項
- (2) 当法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発

せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3号の規定により理事が招集する場合及び第25条第7項の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第2号又は第25条第7項の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会長が欠け又は事故があるときは、理事会においてあらかじめ定められた順序により他の理事がこれに当たる。
- 4 理事会の招集通知は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日の7日前までに各理事及び各監事に対して発しなければならない。ただし、理事及び監事全員の承諾があるとき、又は緊急かつやむを得ない場合は、この期間を短縮することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第25条第7項若しくは第31条第3号又は第32条第3項の規定により招集された理事会の議長は、出席した理事の互選により定めるものとする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第96条の要件を充たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事は、署名又は記名押印をしなければならない。

## 第6章 資産、会計及び事業計画

### (資産)

第36条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第37条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

### (経費の支弁)

第38条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第39条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

### (暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで、前年度の予算に準じて収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長が事業報告書、収支決算書、損益計算書（正味財産増減計

算書)、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（収支決算書及び財産目録を除く）し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（特別会計）

第42条 当法人は、必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

（長期借入金）

第43条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の同意を得なければならない。

## 第7章 委員会及び事務局

（委員会）

第44条 当法人の会務の運営を円滑に行うため、次条で設置するコンプライアンス委員会のほか、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

（コンプライアンス委員会）

第45条 当法人に、コンプライアンス委員会を設置する。

- 2 委員会は、委員3名で構成する。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
  - (1) 委員の職務の遂行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること。
  - (2) 当法人の事業に従事する者から法令違反等に関する通報に対して適切な処理を行うため、通報の窓口を設置・運用し、管理する。
- 4 第2項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 5 第1項の委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

(事務局設置等)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が任免する。また、職員は、事務局長の意見を聴取した上で会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第47条 主たる事務所には、次の各号に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) 予算書及び決算書
- (9) 事業計画書及び事業報告書
- (10) その他必要な帳簿及び書類

## 第8章 基金

(募集)

第48条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金を引き受ける者の募集をすることができるものとし、基金の募集、申込み、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の議決を得て、会長が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利及び基金の返還の手続等)

第49条 基金の拠出者は、当法人が解散するまで、その返還を請求することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、定時社員総会の決議に基づき、法第141条第2項に規定する限度額の範囲で基金の返還を行うことができるものとし、基金の返還を行う場所その他の必要な事項を理事会におい

て別に定めるものとする。

- 3 基金の返還を行う場合には、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、代替基金については取崩しを行わないものとする。

## 第9章 計 算

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第52条 当法人は、法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(剰余金の処分)

第52条の2 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の処分)

第53条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人）又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

## 第11章 部会の設置

### (部会の設置)

- 第54条 第4条の事業を推進するため、当法人に理事会及び社員総会の議決を経て、部会を設置することができる。
- 2 前条の各部会に部会長を置く。
  - 3 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会及び社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

- 第55条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。次の各号に掲げる書類については、一般から閲覧の申請があった場合には、閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 役員の名簿
- (3) 社員の名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 収支決算書
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 貸借対照表
- (8) 財産目録
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書

### (個人情報の保護)

- 第56条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 第13章 附 則

(最初の事業年度)

第57条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(最初の定時社員総会)

第58条 最初の定時社員総会は、平成23年6月に行う。

(設立時役員)

第59条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	氏名	惠藤 敏郎
設立時理事	氏名	秋元 猛男
設立時理事	氏名	長谷川 敦
設立時理事	氏名	馬場 慎元
設立時理事	氏名	丸島 定人
設立時理事	氏名	大島 英一
設立時理事	氏名	和田 克行
設立時理事	氏名	金崎 政和
設立時理事	氏名	安並 淳
設立時理事	氏名	佐藤 光央
設立時理事	氏名	小幡 昭彦
設立時理事	氏名	渡邊 久夫
設立時理事	氏名	戸村 寧男
設立時理事	氏名	上田 明久
設立時理事	氏名	齋藤 匡司
設立時理事	氏名	曾根 源夫
設立時理事	氏名	河端 仁司
設立時理事	氏名	千葉 義明
設立時理事	氏名	岡 和雄
設立時理事	氏名	堀 栄蔵
設立時代表理事	住所	千葉市中央区春日1丁目12番9号
	氏名	惠藤 敏郎

設立時監事 氏名 江波戸 俊朗  
設立時監事 氏名 森本 一成

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第60条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所 千葉市稲毛区作草部1丁目18番3号  
名称 千葉県計量協会販売事業者部会  
上記代表者の住所・氏名

住所 千葉市中央区春日1丁目12番9号  
氏名 惠藤 敏郎

住所 千葉市稲毛区作草部1丁目18番3号  
名称 千葉県計量協会大型店部会  
上記代表者の住所・氏名

住所 千葉市若葉区みつわ台2丁目46番8棟302号  
氏名 馬場 慎元

住所 千葉市稲毛区作草部1丁目18番3号  
名称 千葉県計量工業会  
上記代表者の住所・氏名

住所 千葉県鎌ヶ谷市東道野辺七丁目8番36号  
氏名 大島 英一

住所 千葉市稲毛区作草部1丁目18番3号  
名称 千葉県計量協会自重計部会  
上記代表者の住所・氏名

住所 千葉県習志野市袖ヶ浦4丁目10番11号  
氏名 佐藤 光央

住所 千葉市稲毛区作草部1丁目18番3号  
名称 千葉県計量管理協議会  
上記代表者の住所・氏名

住所 千葉県富津市大堀1452番地  
氏名 渡邊 久夫

住所 千葉県稲毛区作草部1丁目18番3号

名称 千葉県計量証明事業協会

上記代表者の住所・氏名

住所 千葉県鎌ヶ谷市東初富五丁目2番22号

氏名 齋藤 匡司

住所 千葉県稲毛区作草部1丁目18番3号

名称 千葉県計量士会

上記代表者の住所・氏名

住所 横浜市港北区大豆戸町432番地

氏名 岡 和雄

(定款に定めのない事項)

第61条 この定款に定めのない事項については、すべて法令の定めるところによる。

付則 この規定は、平成23年6月28日から施行する。

この規定は、平成25年6月25日から施行する。

この規定は、平成27年6月19日から施行する。

この規定は、平成28年6月28日から施行する。